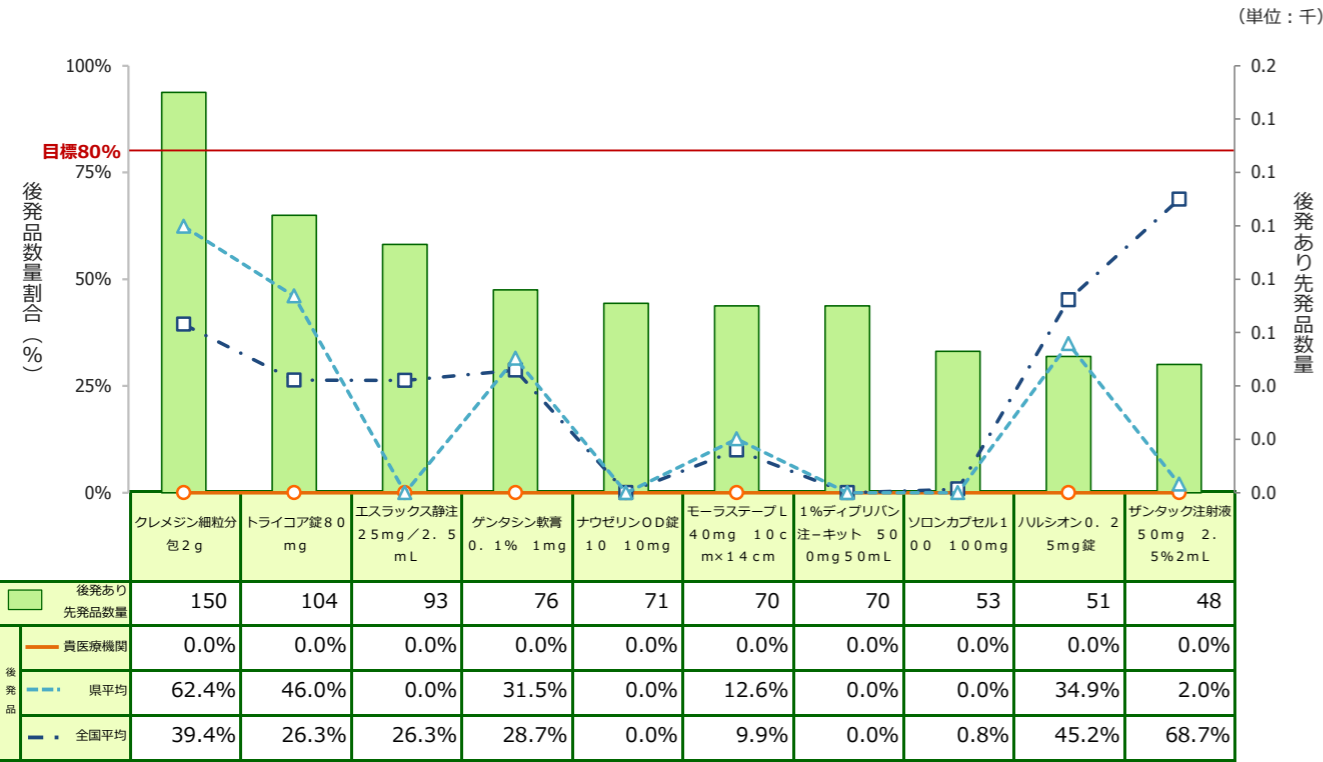


5. 貴医療機関における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。
 国目標80%に達していない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



ジェネリック医薬品に関するお知らせ (院内版)

～貴医療機関の処方状況について～

〒020-0000
 盛岡市〇〇〇1丁目2番3号

△△△病院 御中

全国健康保険協会 〇〇〇支部

〒XXX-XXXX

〇〇市〇〇区1-1-1

〇〇〇〇ビル 〇〇階

TEL: XXX-XXX-XXXX

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品（以下、後発品）の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

協会けんぽといたしましても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、後発品の普及促進の取組を積極的に進めています。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域における後発品使用割合等について、医療機関様へ情報提供を行っております。後発品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

1. 協会けんぽ加入者への処方状況

先発品から後発品に変更後、患者に副作用が発生した場合の責任は？

医師が先発医薬品を適正に処方し、変更不可欄に「レ」または「×」の印等のない処方せんについて、薬剤師が適正に先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合には、仮にその医薬品により副作用被害が発生したとしても、医師や薬剤師にその副作用の責任が生じるものではありません。

適正に使用したにもかかわらず副作用による一定の健康被害が生じた際には、先発医薬品、ジェネリック医薬品のいずれの使用であっても、製造販売業者の社会的責任に基づく拠出金等を財源とした「医薬品等副作用被害救済制度」の対象となり得ます。ジェネリック医薬品であるという理由で救済制度の対象から外れるということはありません。



※厚生労働省：「ジェネリック医薬品への疑問に答えます ～ジェネリック医薬品Q&A～」より

医薬品副作用被害救済制度に関する情報は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構のウェブサイトよりご確認ください！

医薬品副作用被害救済制度に関する業務

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

「貴医療機関」「二次医療圏」「県平均」の後発品にかかる処方状況をお知らせします。



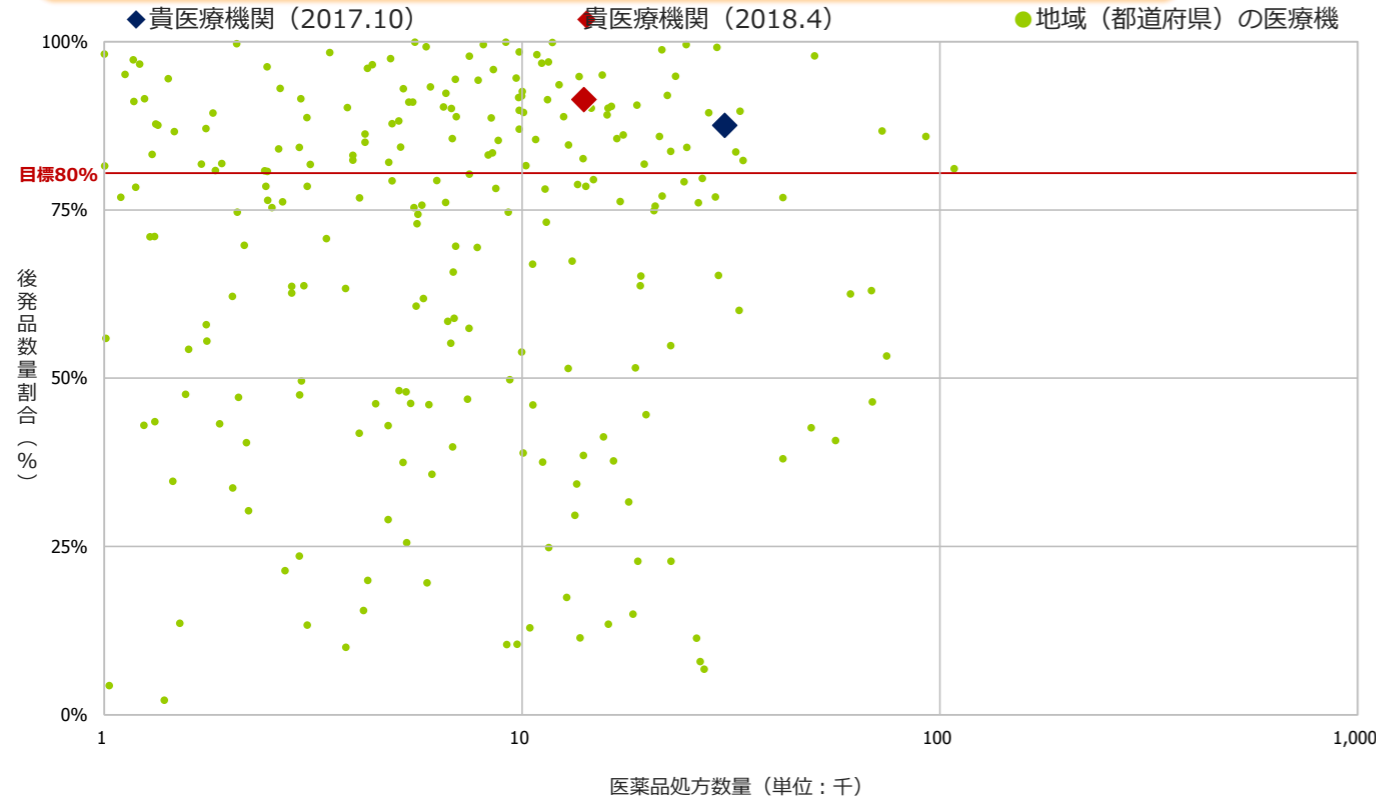
△△△病院		院内処方		
		貴医療機関	二次医療圏平均	県平均
人数	貴医療機関にて処方した協会けんぽの加入者数	1,658 人	230 人	233 人
	後発品を処方した加入者数	327 人	43 人	50 人
	後発品を処方した加入者割合	19.7 %	18.9 %	21.6 %
数量	貴医療機関の処方数量	23,167	6,095	6,244
	後発品のある先発医薬品の処方数量	1,209	1,156	1,259
	後発品の処方数量	12,849	2,253	2,724
	後発品数量割合	91.4 %	66.1 %	68.4 %
金額	貴医療機関にて処方した医薬品の薬剤金額	22,571,389 円	1,081,213 円	854,974 円
	後発品の薬剤金額（10割）	1,808,594 円	97,211 円	93,617 円
	後発品金額割合（10割）	8.0 %	9.0 %	10.9 %

※本紙に掲載している情報は、協会けんぽ 平成30年4月診療分の内科レセプトにもとづいて作成しています。

※入院（DPC含む）レセプトが存在する場合は、入院と入院外を集計して処方数量や薬剤金額等を表示しています。

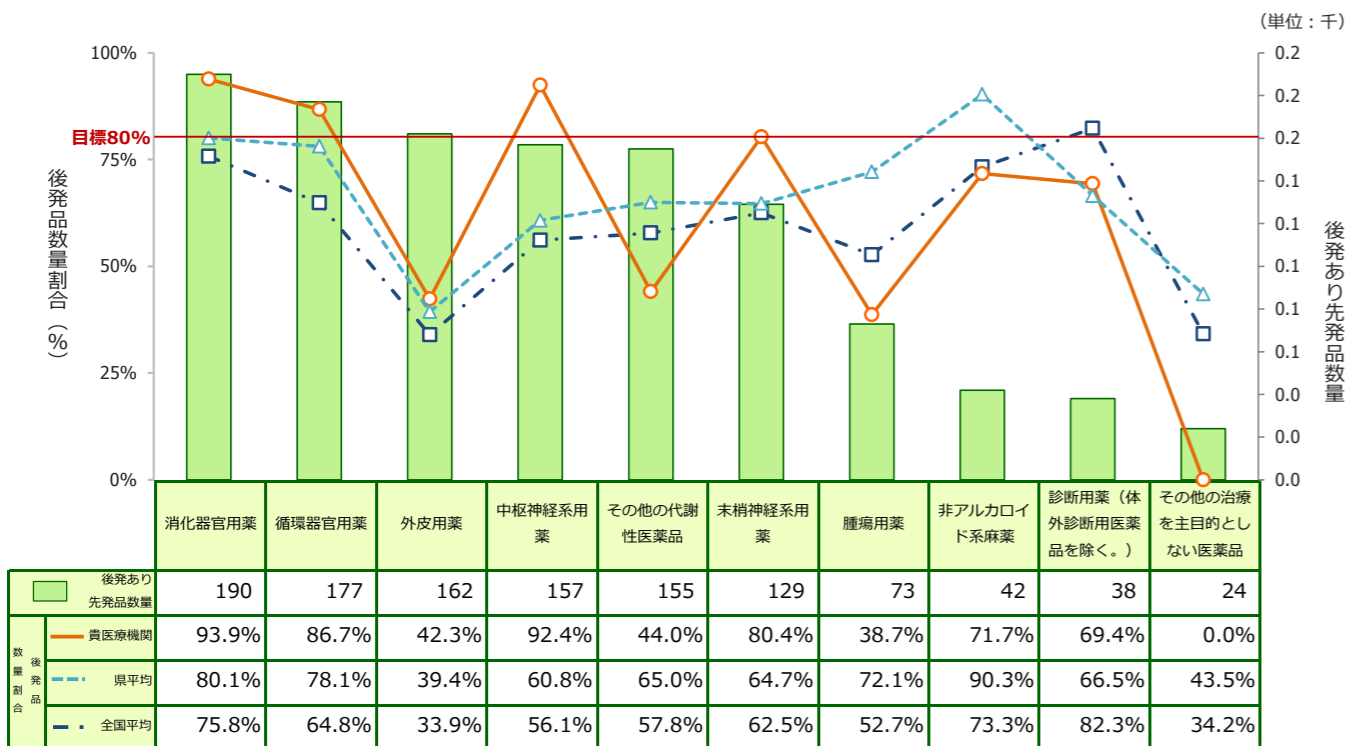
2.後発品数量割合と医薬品処方数量による貴医療機関の位置づけ

「後発品数量割合（縦軸）」と「医薬品処方数量（横軸）」をもとに貴医療機関の位置づけをお知らせします。地域の後発品使用状況を参考にさせていただくとともに、後発品の使用促進にご協力をお願いします。



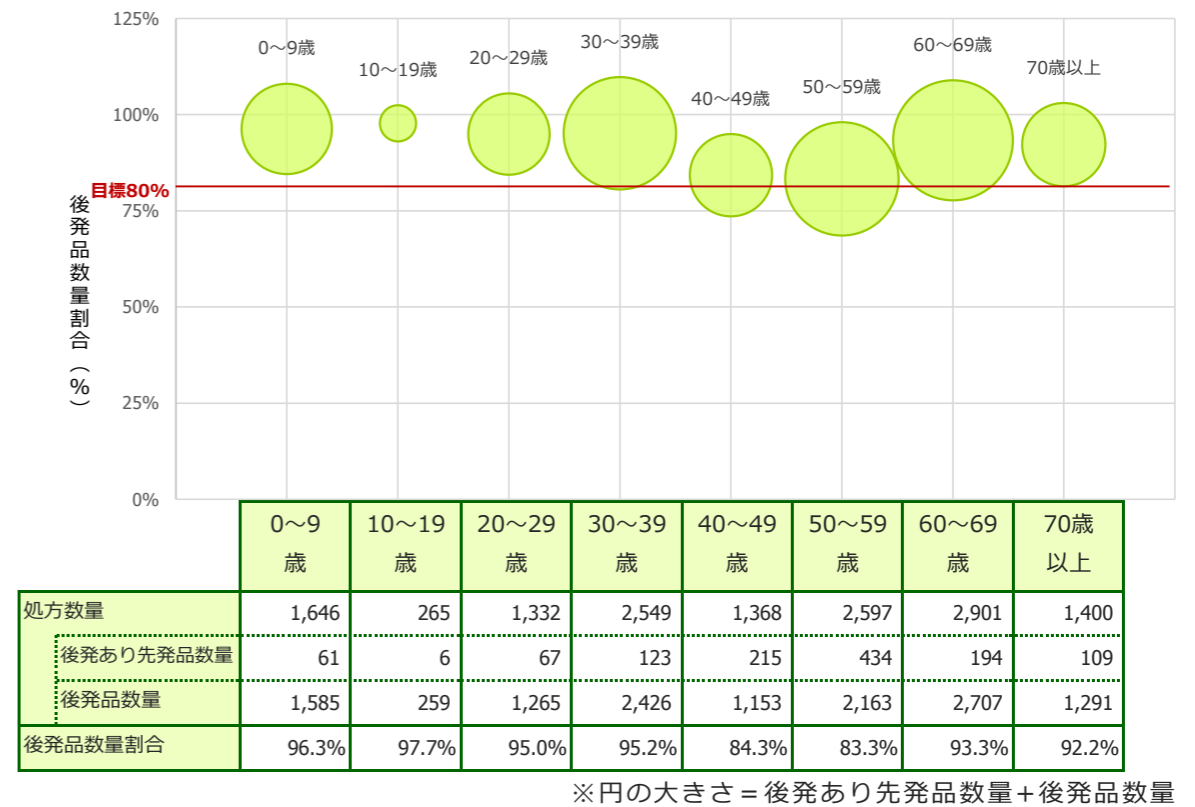
3.貴医療機関の薬効分類別後発品数量割合

貴医療機関で「後発あり先発品」の数量が多い薬効分類上位10種をお知らせします。国目標80%に達していない薬効は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



4.貴医療機関の年齢別後発品数量割合

貴医療機関における年齢別後発品数量割合をお知らせします。国目標80%に達していない年齢については、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



ジェネリック医薬品の原薬は海外の粗末なものを使っているのでは？

万が一、純度の低い粗悪な原薬が製剤にそのまま使用されているとすれば、その医薬品の有効性や安全性に悪い影響を及ぼすこともあり得るでしょう。

しかし実際には、承認審査の段階で、原薬及び製剤それぞれの品質がともに先発医薬品の品質と同等あるいはそれ以上であるかどうかを審査するとともに、製剤の生物学的同等性が保証されているかどうかを審査し、問題のない医薬品のみが承認されています。

また、原薬の純度に関する審査にあたっては、日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）の合意に基づく「新薬有効成分含有医薬品のうち原薬の不純物に関するガイドライン」を、ジェネリック医薬品についてもそのまま準用しています。

したがって、有効性及び安全性において先発医薬品と異なる影響を与えるような純度の低い粗悪な原薬による製剤が、ジェネリック医薬品として承認されることはありません。

なお、海外からの輸入による原薬は、ジェネリック医薬品だけに使われているわけではなく、先発医薬品として使われているものもあります。

